



秋田県公報

目 次

ページ

選挙管理委員会告示

増田町長選挙、増田町議会議員の補欠選挙及び秋田県知事選挙の同時実施（五
六）…………… 1

増田町長選挙、増田町議会議員の補欠選挙及び秋田県知事選挙の同時実施にお
ける投票の順序（五七）…………… 1

羽後町長選挙及び秋田県知事選挙の同時実施（五八）…………… 1

羽後町長選挙及び秋田県知事選挙の同時実施における投票の順序（五九）…………… 1

選挙管理委員会告示

秋選管告示第五十六号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百十九条第二項の規定により、退職申出に伴う増田町長選挙及び増田町議会議員の補欠選挙を、平成十七年四月十七日執行の秋田県知事選挙と同時に行うので告示する。

平成十七年四月十二日

選挙すべき議員の数 一人

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

秋選管告示第五十七号

平成十七年四月十七日執行の秋田県知事選挙並びにこれと同時に増田町長選挙及び増田町議会議員の補欠選挙における投票及び開票の順序は、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百二十二条の規定により、次のとおり定められたので告示する。

平成十七年四月十二日

- 一 秋田県知事選挙
- 二 増田町長選挙
- 三 増田町議会議員の補欠選挙

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

秋選管告示第五十八号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百十九条第二項の規定により、失職に伴う羽後町長選挙を平成十七年四月十七日執行の秋田県知事選挙と同時に行うので告示する。

平成十七年四月十二日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

秋選管告示第五十九号

平成十七年四月十七日執行の秋田県知事選挙及びこれと同時に羽後町長選挙における投票及び開票の順序は、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百二十二条の規定により、次のとおり定められたので告示する。

平成十七年四月十二日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

- 一 秋田県知事選挙
- 二 羽後町長選挙

購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

発行所 秋田県
秋田市山王四丁目一番一号

印刷所 秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(0862)8766 F A X(0863)0005
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄